

令和4年度新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金（民間事業者）交付要綱

令和4年6月30日付4福保保健第319号
改正 令和4年11月21日付4福保保健第846号

（通則）

- 1 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金（民間事業者）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 本補助金は、新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業実施要綱（令和3年3月7日付2福保保健第1131号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都（以下「都」という。）が新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、民間団体が行う新型コロナウイルス感染症による自殺リスクの高まりに対応した自殺防止対策について予算の範囲内で財政的支援を行うことにより、自殺を未然に防ぐことを目的とする。

（交付の対象事業）

- 3 本補助金は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、都が適切と認める法人格を有する団体等（以下「補助事業者」という。）が実施する、新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業を対象とする。

対象となる事業内容、対象経費、補助率及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、他の機関から委託、助成又は補助を受け実施する事業、全部又は主要な部分を第三者に委託し実施する事業、第三者に資金を交付することを目的とした事業、備品購入費が大部分を占める事業並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が行う事業については、この補助金の対象としない。

また、団体の管理運営経費のうち経常的なものについては、対象経費から除くものとする。

（暴力団の排除）

- 4 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（交付額の算定方法）

- 5 本補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表第1欄に定める事業ごとに、当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額(選定額)に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付基礎額とする。

なお、対象経費の積算に当たっては、別紙の基準によること。

(2)(1)により算出された事業ごとの交付基礎額の合計と第4欄に定める基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(3)実施する事業に複数の事業が含まれる場合には、事業ごとに実施経費を分割しそれぞれの事業の補助率を適用し、それぞれの事業として申請すること。

(申請手続)

6 本補助金の交付の申請は、別記第1号様式、別記第5号様式及び別記第6号様式に関係書類を添付して、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 本補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記第2号様式に関係書類を添えて、速やかに知事に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

8 知事は、6又は7の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは10に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 補助事業者は、補助金交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも同様とする。

(交付の条件)

10 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。
- (12) 補助事業の遂行命令等
- ア 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- ウ 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命じられた場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、15の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払)

- 11 都は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。ただし、補助事業者（公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体に限る。）が概算払による支払を希望する場合は、都は、補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められる場合にのみ、概算払をすることができる。

なお、この場合であっても工事費及び備品購入費については、概算払の対象としない。

(実績報告)

- 1 2 本補助金の実績報告は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（10の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から起算して1か月を経過した日）又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による報告書に関係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

- 1 3 知事は、12の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

- 1 4 知事は、13の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(決定の取消し)

- 1 5 本補助金について、次の（1）から（3）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

なお、この規定は13の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

また、取消しをした場合は、8の規定を準用して、通知する。

(補助金の返還)

- 1 6 知事は、補助事業者が、次の（1）及び（2）のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（1）10（10）又は15の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

（2）13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

- 1 7 知事が、15の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じた額に相当する補助金は、最終の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）

を納付しなければならない。

なお、違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

18 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

19 補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

20 特別の事情により5に定める算定方法及び交付手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(立入調査等)

21 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行し、令和4年11月21日から適用する。

(別表)

1 事業種目及び内容	2 対象経費	3 補助率	4 基準額
<p>新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、自殺を未然に防ぐことを目的に実施する次の(1)から(5)までの取組</p> <p>(1) 対面相談事業 〔事業内容〕自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する。</p> <p>(2) 電話・SNS相談事業 〔事業内容〕自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNS等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する。</p> <p>(3) 人材養成事業 〔事業内容〕関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。 また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。 (※ 定期開催の養成研修は除く。)</p> <p>(4) 普及啓発事業 〔事業内容〕生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。 (※ 例年開催している講演会、イベント等は除く。)</p> <p>(5) 自死遺族・自殺未遂者支援事業 〔事業内容〕自殺で親族等を亡くした遺族等に対して、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援や自死遺児への支援を実施する。 また、自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であることを踏まえ、このような方々が再度自殺を企図することを防止するために、地域において自殺未遂者への支援を実施する。</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事費(相談に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費及び負担金 及補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施する自殺防止対策事業について、次のアからウのとおりとする。</p> <p>ア (1)対面相談事業、(2)電話・SNS相談事業、(3)人材養成事業、(4)普及啓発事業、(5)自死遺族・自殺未遂者支援事業に該当する事業について、新規で事業を実施するにあたり生じる経費(10分の10)</p> <p>イ 本要綱の適用日以前から実施する、(1)対面相談事業、(2)電話・SNS相談事業について、事業効果の向上を図るために、事業を拡充して実施するにあたり、当該拡充分に相当する経費(10分の10)</p> <p>ウ 本要綱の適用日以前から実施している、(1)対面相談事業、(2)電話・SNS相談事業について、ア及びイに該当しない経費(4分の3)</p>	<p>1団体につき 500万円</p>

- (注1) 個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業は、新型コロナウイルス感染症に対応した本事業の補助対象とはならない。
- (注2) 会議等の開催に係る事業について
会議での議論等が事業の実施に不可欠な場合は補助対象とするが、会議の運営経費のみの場合は補助対象とならない。
- (注3) (1) 対面相談事業、(2) 電話・SNS 相談事業の両方またはいずれかを新規・または拡充して実施する際は基準額を 10,000,000 円とする。
- (注4) (3) 人材養成事業、(4) 普及啓発事業、(5) 自死遺族・自殺未遂者支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新規で事業を実施するにあたり生じる経費は、令和4年度新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金（民間事業者）にて申請を行い、補助率 10 分の 10 とし、その他の経費については東京都地域自殺対策強化補助事業にて申請を行い、補助率は 2 分の 1 とする。
- (注5) 令和4年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金・新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業公募要項7の規定に基づき、令和4年9月28日以前に採択額を通知した時点で計上されていた経費については、本要綱改正前の「3 補助率」を適用する。

(別紙)

対象経費支払基準

- 1 対象経費は、合理的かつ申請事業の実施に当たり、直接必要な経費を対象とする。
- 2 事業の実施内容（回数・スタッフの数等）や単価、必要経費を算出するに当たっては、対象者の想定数やこれまでの実績等を十分に勘案して適正なものとする。
- 3 団体が定める支給規程（基準）と【基準限度額】を比較して、低い方の額を支払額とする。
- 4 申請等に当たり団体が用いた単価や必要経費については、審査の上、必要と認められた額とする場合がある。

(1) 報償費

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(例) 自殺対策に係る講演会、講習会及び事業実施に資する検討会等の講師等の謝礼金等

※ 団体構成員（職員）に対する報償費は対象とはならない。

【基準限度額】

○講師謝金

	区分	1時間当たり支払額（税込）
一般基準	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、弁護士等 a、公認会計士 a	13,700円
	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、弁護士等 b、公認会計士 b	12,200円
	大学講師、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師、助教・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員	9,500円
特別基準	1 一般基準による額では不相当であると認められる者、又はその額では講義等を依頼することが困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額。ただし、100,000円を限度とする。
	2 都内区市町村職員（首長、副区市町村長又は教育長の職にある者を除く。）	一般基準の該当区分支払額の5割相当額とする。

※ 弁護士等とは、弁護士、裁判官及び検察官をいう。

※ 弁護士等、公認会計士の a は、資格取得後おおむね15年以上の経験者、b は、それ以外の者とする。

※ 受講者（実績）が150人以上400人未満の場合は50%、400人以上の場合は100%の割増しを行うものとする。

※ 特別基準を適用する場合、当該基準を適用する理由書を提出すること。

○原稿執筆謝金 200字詰原稿用紙1枚につき、以下の金額とする。

分類		区分	原稿料額	
一般基準	外部	A	大学教授、評論家、専門研究者、民間企業役員、ジャーナリスト、作家、弁護士、公認会計士、官公庁局・部長級	1,800円
		B	大学助教授・准教授、大学講師、民間企業管理者、官公庁課長級	1,500円
		C	大学助教・助手、民間企業係長級、官公庁課長補佐級	1,350円
	内部	A	民間団体（実施団体）管理者	510円
		B	上記以外の民間団体（実施団体）職員	450円
特別基準	A	1 一般基準による額では不相当と認められる者、又はその額では原稿を依頼することが著しく困難であると認められる者	一般基準に定める額の2倍を限度とする額	
	B	1 既に発表された原稿を転載又は再掲載するに際し、校訂を依頼する場合 2 講演等の内容や記録を掲載するに際し、講師に原稿の校訂を依頼する場合	一般基準に定める額の3分の1を限度とする額	

※ 執筆者の職が区分の例示に適合しない場合は、直近の区分の額を適用する。

※ 実施団体の構成員であっても、臨時若しくは非常勤の職にある又は無報酬・無給の場合は、外部（A～C）の額を適用する。

※ 原稿料の支払に当たっては、一人当たりの支払金額の合計に100円未満の端数がある場合は、これを100円として切り上げて支払うものとする。

(2) 賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭

(例) 自殺対策に携わる人材養成のための研修会・シンポジウム等開催における臨時スタッフに係る人件費

※ 団体構成員（職員）に対する賃金は対象とはならない。

【基準限度額】

日給（実働7.75時間）	8,450円
時給（1時間当たり）	1,090円

(3) 報酬

事業の実施に必要な非常勤職員の人件費

(例) 自殺対策に係る対面相談等の実施における人件費

※ 団体構成員（職員）に対する報酬は対象とはならない。

【基準限度額】

区分	時給（1時間当たり）
医師	2,950円
弁護士	2,730円
専門相談員（精神保健福祉士等）	2,180円
相談員	1,810円

※ただし、18時以降に業務を行う場合は25%、22時以降に業務を行う場合は50%を加算した額

(4) 社会保険料等

非常勤職員を雇用した場合の雇用保険料等

(5) 旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(例) 自殺対策に携わる人材養成のための研修会・シンポジウム開催に伴う講師等の旅費

※ 団体構成員(職員)が会議、研修、視察等に参加するための旅費、研修としての実態が薄い又は伴わないものは対象とならない。

※ 団体の構成員が都外開催の研修に参加する場合は、本事業の実施に当たり真に必要なものに限る。

【基準限度額】

・交通費 目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額

※ 自家用車利用の場合、路程1キロメートル当たり37円(自家用車の購入費用、改造費用、ガソリン代、自動車税、強制保険及び任意保険の保険料、車検・修理代、交通反則金等の諸費用は対象外とする。)

・宿泊費 1泊につき 15,000円

・旅行雑費 1日につき 1,100円

※ 旅行雑費は、団体の支給規程(基準)に定められていない場合は対象とならない。

(6) 需用費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、事業用燃料代、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価、各種文書、報告書、その他資料等の印刷代、製本代及び研修や打合せ等における講師等の飲料代

(例) コピー用紙・筆記用具、ガソリン代、材料費、研修会・シンポジウム等のポスター・チラシ、教材、活動記録などをまとめた成果物

※ 団体が定期的に発行している会報は対象とならない。

※ 食事代は原則として対象とはならない。ただし、支援対象者等に提供する茶菓子等については、社会通念上妥当であると認められる必要最低限の範囲で、事業実施の必要性により個別に判断する。

(7) 役務費

事業実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料、新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用、銀行振込手数料、筆耕料、速記料等

※ 団体の活動の宣伝に係る費用や、他団体等への情報提供・情報交換に係る経費は対象とならない。

(8) 使用料及賃借料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料等。ただし、事業の実施に必要な最小限の期間に限る。

(例) 自殺予防のためのシンポジウム・研修等に使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

※ 団体の活動事務を行う事務所の賃料は対象とはならない。

(9) 工事費

事業の実施に必要な不可欠な施設等の改修等に要する工事費

※ 事務所の整備費や家屋の建設費等は対象とはならない。

※ 工事費は、「(1) 対面相談事業」、「(2) 電話・SNS相談事業」に係る電話回線の工事に伴う工事に限る。

【基準限度額】

- ・ 1 団体につき 1 5 0 万円

(10) 備品購入費

1 件当たり 1 0 万円以上のもので、事業の実施に必要不可欠な器具機械類等の購入費。パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。

【基準限度額】

- ・ 1 団体につき 1 0 0 万円

(11) 負担金

自殺対策に係る外部の専門研修等に参加し、かつ研修の成果を応募した事業において活用する場合の参加費

- ※ 研修報告書の回覧等は活用とはみなさない。
- ※ 参加する研修が東京都外で開催されるものは本事業の実施に当たり、真に必要なものに限る。